

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社コックス・アンド・キングス・ジャパン(東京都世田谷区三軒茶屋 2-2-16 YKビル 観光庁長官登録旅行業 1877号)(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、インターネットホームページ、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)(以下「当社約款」といいます。)によります。

2. 旅行の申込みと契約の成立時期

- (1)当社又は当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ、下記に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとなります。
- (2)当社らは電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込書と申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。
- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます(以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます。)。この場合、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をすることがあります。この場合でも当社らは申込書の提出及び申込金を申し受けます。(ウェイトイングの登録は予約完了を保証するものではありません。)
ただし、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該預かり金を全額払い戻します。
- (9)本項(8)の場合で、ウェイトイングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- (10)申込金

旅行代金	申込金(おひとり)
50万円以上	100,000円以上旅行代金まで
30万円以上 50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
15万円以上 30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

申込金は旅行代金、違約金、取消料のそれぞれの一部または全部として取扱います。また旅行契約成立前にお客様が申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

3. お申込み条件

- (1)お申込み時点で20才未満の方は親権者の同意書が必要です。旅行開始時点で15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)旅行開始時点で75才以上の方は、健康アンケートおよび医師の健康診断書の提出をお願いすることがあります。コースによりお申込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。なおご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (3)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みご参加をお断りする場合があります。
- (5)慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。身体に傷害をおもちの方は状態に関する書類の提出をお願いする場合があります。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。またこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (6)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット・募集広告、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお

渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くて旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含まず。)や第14項に規定する取消料・違約料、第9項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 旅行代金

「旅行代金」とは、パンフレット・募集広告に、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。この合計金額は、第2項の「申込金」、第14項(1)の①の「取消料」、第14項(1)の②の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金。(コースによっては等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります。この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません。)
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所間および都市間の移動バス料金。旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料。(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。(飲み物代は含まれません。)
- (6)手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。)一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります。
- (7)添乗員同行コースの同行費用
※上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2)各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分
- (3)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)
- (5)お一人部屋を使用される場合の追加代金
- (6)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (7)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。
- (8)第7項(4)で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊の税・サービス料金
- (9)日本国内の空港施設使用料等
- (10)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (11)旅行日程中の空港税等(ただし、空港税等を含んでいることを当社が募集広告で明示したコースを除きます。)

9. 追加代金と割引代金

- (1)第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
 - ①お1人部屋を使用される場合の追加代金。
 - ②募集広告等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - ③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - ④募集広告等で当社が「一泊追加代金」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - ⑤航空会社の選択、航空便の選択、宿泊ホテル指定の選択、出発・帰着曜日の選択により追加する代金。
 - ⑥募集広告等で当社が「C・F・ビジネスクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額。
 - ⑦国内線特別代金プラン
 - ⑧その他パンフレット等で「xxxx追加代金」「○○プラン」と称するもの。
- (2)第6項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
 - ①募集広告等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
 - ②その他募集広告等で「○○○割引代金」と称するもの。

10. 旅券・査証について

- (1)ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2)渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事

由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金及び追加代金、割引代金の変更をいたします。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて増額あるいは減額されたときは、その増額あるいは減額される範囲内で旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社は変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を募集広告等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、募集広告等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
- (6) 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

13. お客様の交替・氏名の訂正

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,500円(消費税込)をいただきます。(既に航空券を発券している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
- (2) 申込みの際にお客様のローマ字氏名を記入する際は、当該旅行に使用する旅券に記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券・宿泊機関その他の再予約、再発券、関係する機関への氏名訂正等が必要になります。この場合当社はお客様の交替の場合に準じて、本項(1)のお客様の交替手数料を申し受けます。なお、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。その場合には所定の取消料を申し受けます。

14. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① お客様の解除権

- ア. お客様は第2項により旅行契約が成立した後に以下の<表1-1>及び<表1-2>で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお表でいう「旅行契約の解除日」とは、お客様が当社らの営業日、営業時間内に解除する旨をお申出いただいた時を基準とします。(お申出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、当社らの営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも申込み時点で必ずご確認願います。)

<表1-1>本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地および到着地とする募集型企画旅行契約(貸切航空機を適用するコースを除きます。)

旅行契約の解除日	取消料(おひとり)
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

<表1-2>貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約

旅行契約の解除日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%以内
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の50%以内
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の80%以内
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降または無連絡不参加	旅行代金の100%以内

注「ピーク時」とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

*上記表内の「旅行代金」とは第6項の「旅行代金」をいいます。

*本邦外を出発地および到着地とする募集型企画旅行契約(以下「ランドオンリー」といいます)の解除日は募集型企画旅行契約の範囲となる現地出発日を基準とします。ただし特定期間および特定コースでは当社の約款の規定する範囲内で変更となる場合がありますその旨当該コースの募集広告に表示します。また日本発着時共に船船を利用する場合の取消料は当該船舶に係る取消料の規定によります。

- イ. 旅行契約成立後にお客様のご都合によるコースまたは出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。
- ウ. 各種ローンの取扱手続上およびその他渡航手続上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。
- エ. 以下に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第23項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限り受けます。
 - b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。

- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d. 当社がおお客様に対し、第4項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- オ. 当社らは本項(1)の①のア・イ・ウにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引き払戻いたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①のエにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)全額を払戻いたします。
- カ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
- ②当社の解除権
- ア. お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ. 次の項目に該当する場合は、当社はおお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数が募集広告に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、募集広告に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - i. 上記hの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の①の力の力に拠ります。)
 - j. 上記hの一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないうことにより運送サービスが中止されたとき。
- ウ. 当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

(2)旅行開始後の解除

①お客様の解除・払い戻し

- ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集広告に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ウ. 本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

②当社の解除権・払い戻し

- ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示へ従わず、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - e. 上記dの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
- イ. 解除の効果及び払い戻し
本項(2)の②のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをおお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。
- ウ. 本項(2)の②のアのaまたはdにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ. 当社が本項(2)の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、

15. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第12項の(1)(2)(4)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻いたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無は募集広告に明示いたします。
- (2)添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行いません。
- (3)添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4)添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

18. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤自由行動中の事故
 - ⑥食中毒
 - ⑦盗難
 - ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は一人あたり最高15万円までといたします。ただし当社に故意または重大な過失があった場合を除きます。
- (4)宿泊機関または航空会社等の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、宿泊機関または航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

20. 特別補償

- (1)当社はお客様が募集型企画旅行参加中に、偶然かつ急激な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害につきましては旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円を上限)・入院見舞金(入院日数により4万円~40万円)及び通院見舞金(通院日数により2万円~10万円)を、また携行品に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨契約書面に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規程」第3条及び第5条に該当する場合は、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、貴重品、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の約款に定められている「特別補償規程」第18条2項に定める品目については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、募集広告等で「企画者:当社」と明示します。
- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨を募集広告で明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」である場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。

23. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③④で規定する変更を除きます。)は、第6項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社に変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 イ. 戦乱
 ウ. 暴動
 エ. 官公署の命令
 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ②第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社に変更補償金を支払いません。
- ③次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集広告に記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社に変更補償金を支払いません。
- ④募集広告に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社に変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。
- (4)当社が前(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第19項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に変換していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

※変更補償金の額=1件につき上記の率×お支払い対象旅行代金

- 注1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。
- 注3: ③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき1件として取扱います。
- 注4: ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5: 4.運送機関の会社名の変更、7.宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
- 注6: ④、⑦、⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注7: ⑨に掲げる変更については、①～⑧までの料率を適用せず、⑨によります。

24. 通信契約による旅行条件

当社らは、当社らが発行するカード又は当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申込みの際に、「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話で承諾したとき、又は郵便、ファクシミリその他の通信手段により通知する場合には、当社らが発した時に成立し、当社らが e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金又は取消料の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカード利用日は、「契約解除のお申出のあった日」とします。ただし契約解除の申出日が既に旅行代金のお支払い後(旅行代金のカード利用日以降)であった場合は、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額または旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (5)与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項の取消料と同額の違約料を申し受けれます。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。

26. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

28. 個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載されたお客様の個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口については、当社ホームページ(<http://www.coxandkings.co.jp>)をご覧ください。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、募集広告等に明示した日となります。

30. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)こども代金は、旅行開始日当日(オプションツアーの場合はオプションツアー実施日)を基準に満2才以上～12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日(オプションツアーの場合はオプションツアー実施日)を基準に、満2才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。なお大人1人が同伴できる幼児代金適用者は1人に限られます。

(5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては募集広告等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に到着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。

(6)日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

(7)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更等により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

この旅行条件書は2014年5月の基準に基づきます。
(更新日:2014年5月1日)